
AMT/NEWSLETTER

Competition

2025 年 6 月 30 日

COMPETITION NEWSLETTER(2025/6)

Contents

- I. 公取委による「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査」の公表
 - 1. 本調査公表の経緯
 - 2. 調査対象
 - 3. 調査結果・実態
 - 4. 独占禁止法上問題となり得る行為
 - 5. 今後の対応
- II. 2025 年 3 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- III. 事務所 News（受賞歴）

I. 公取委による「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査」の公表

弁護士 小島 諒万 / 弁護士 渡邊 俊行

1. 本調査公表の経緯

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、これまでもフードサプライチェーンに関わる取引実態に関する調査を数次にわたり実施してきた。その中には、小売業者が、飲食料品製造業者(以下「製造業者」という。)に対し、プライベート・ブランドの製造委託取引等における実態を調査し、優越的地位の濫用となり得る行為等について注視する必要があるとされていたものもあった¹。他方、近時、環境面のみならず市場経済にも悪影響を及ぼすことが指摘されている食品ロスが社会問題化しているところ、フードサプライチェーンにおける商慣行が食品ロスに影響を与えているとも言われている。かかる昨今の状況に鑑み、公取委は、当該商慣行が競争政策上に与える影響を見定め、取引の適正化を図るとともに、食品ロスの削減を後押しすることを目的として、食品ロスの発生にもつながる商慣行について、独占禁止法上等の考え方を示すため、改めて取引の実態調査(以下「本調査」という。)を実施した。なお、消費者庁からも食品ロスの問題について充実した発信がなされるなど²、食品ロスの問題は政府全体として取組みが行われている課題であるとみられる。

¹ 食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h26/jun/140620.html>)

² 食品ロスについて知る・学ぶ

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/education/)

なお、本調査は下記の方法により行われた。

方法	■ Web アンケート調査(以下「本アンケート」という。)³ ■ 情報提供フォームの設置⁴ ■ 本アンケートに回答した製造業者及び卸売業者に対し、面談又は電話により回答内容に関してヒアリング調査を実施⁵ ■ 上記ヒアリング調査の結果を踏まえ、小売業者等に対し面談の方法によりヒアリング調査を実施⁶
期間	■ 2024 年 9 月から 2025 年 3 月
対象	■ 一定の製造業者及び飲食料品卸売業者(以下「卸売業者」という。また、商品を納入する業者を、以下「納入業者」、発注する業者を、以下「発注業者」という。) ⁷

2. 調査対象

(1)調査対象となる商慣習及び行為

本調査では、アンケート実施に先立ち、製造業者等の事業者団体に対しヒアリング調査が実施されていたところ、納入業者は、主に、下記(2)～(6)の種類の商慣行(以下「本件商慣行」という。)があることを理由に、自社に在庫がある商品を納品させてもらえなかったり、納品した商品を後日返品されたりする等の行為(以下、本件商慣行に基づくこれらの行為を総称して「本件行為」という。)を発注者から受けているとのことであった。

(2)3 分の 1 ルール

「3 分の 1 ルール」とは、飲食料品の製造年月日から賞味期限までの期間を三等分し、製造年月日から最初の 3 分の 1 に当たる日を製造業者が小売業者に商品を納品しなければならない「納品期限」と設定し、次の 3 分の 1 に当たる日を小売店が商品を店頭に並べておいてもよい販売期間として、最後の 3 分の 1 に当たる日までを消費者が飲食する期間としてそれぞれ確保する商慣行をいう。

例:製造日が 4/1 で賞味期限が 7/1 の場合、納品期限を 5/1 と設定し、店頭に置いておいてもよい販売期間は 5/1～6/1 となる。かかる商慣行に基づいて定められた納品期限を徒過して納入された飲食料品は、小売業者から製造業者に返品される等の本件行為が行われることになる。

(3)短いリードタイム

「短いリードタイム」とは、小売業者から発注される前にあらかじめ発注数量を予測して生産しなければ納品期日に間に合わないような短納期発注(例えば、当日発注・当日納品)に応じること、当然の前提とされる商慣行をいう。

例:製造業者は、小売業者から当日中に商品〇〇個の発注を求められるところ、当日に当該商品を製造するのでは間に合わないため、〇〇の値を事前に予測し製造することを迫られる。製造業者は、欠品を起こさないように多めに生産を行い、結果的に発注数量が想定より少なかった場合には、当該余剰商品を廃棄する等の必要性が生じる。

(4)日付逆転品の納品禁止

「日付逆転品の納品禁止」とは、小売業者に対して既に納品した商品の賞味期限(又は製造年月日)よりも 1 日でも古い賞味期限(又は製造年月日)の商品を、当該小売業者に対して納品することは認められないという商慣行をいう。

例:8/1 に、賞味期限 12/1 の商品 A を納入した場合、同じ小売業者に対し、8/4 に、賞味期限 11/30 の商品 A を納入することは認められない。製造業者は、運送状況等により、賞味期限が早い商品が小売業者に遅く到着した場合、納品を拒否

³ 本アンケート調査では、宛先に送付することができた計 17,292 社のうち、4,706 社から回答が得られた(回答率約 27.2%)。

⁴ 2025 年 3 月までに計 223 社から情報提供があった。

⁵ 計 66 社

⁶ 小売業者:15 社、卸売業者:6 社

⁷ 主たる業種が飲食料品製造業又は飲食料品卸売業に分類されており、かつ、売上高が1億円以上の事業者

され、その際に生じる費用を製造業者自身において負担する必要が生じる。

(5)日付混合品の納品禁止

「日付混合品の納品禁止」とは、小売業者又は卸売業者に対し、賞味期限(又は製造年月日)の異なる商品を混合した商品(以下「日付混合品」という。)は納品することは認められないという商慣行をいう。

例:100 個の発注に対し、賞味期限が 4/1 の商品 50 個と、賞味期限が 4/2 の商品 50 個を混合して納品することは認められない。また、小売業者が、製造業者が決めた受注・生産単位(例えば 50 個単位)を守らずに、10 個発注した場合、端数の 40 個は古い賞味期限の商品として在庫に残るが、後日別途発注された際これら 40 個を含めて納入できず、結果として廃棄することとなる。

(6)欠品ペナルティ

「欠品ペナルティ」とは、製造業者又は卸売業者が、小売業者から発注された数量を納品期限までに納品できなかった場合に、理由の如何を問わず、当該小売業者の販売機会の喪失を理由として、当該小売業者に対し、補償金の支払等の金銭的ペナルティに応じなければならないという商慣行をいう。

例:天災等の製造業者に責任のない事情により欠品した製造業者に対し、発注業者が一方的に予定していた利益相当額や売上額を補償させること。

3.調査結果・実態

本調査から、主に、本件商取引全般について、以下の実態が把握された。

- 飲食料品の種類を問わず、3 分の 1 ルール及び日付逆転品の納品禁止が、本件商慣行の中で特に行われている商慣行である。
- 納入業者の取引エリアが広範囲に及ぶほど、本件商慣行に基づく取引が行われる傾向にある。
- 本件商慣行については、多くの場合において、書面等により事前に明確化されているものではなく、また、書面上の契約内容となっている場合であったとしても、必ずしも十分な協議を経た上で合意されたものではない。
- 本件商慣行のいずれにおいても、これに従った取引を行っている回答者の半数程度が、本件商慣行を理由として何らかの本件行為を受けており、特に、3 分の 1 ルール及び日付逆転品の納品禁止においてはその割合が大きい。納入業者は多くの場合、これらに起因する損失(返送費用、商品の時間経過による価値減少等に相当する費用、廃棄費用等)を取引価格に反映できていない。

また、各本件商取引について、大要、以下の実態が把握された。

3 分の 1 ルール	本調査では、3 分の 1 ルールを前提とする本件行為を実際に受けたことがある旨回答した者のうち、71.3%が、3 分の 1 ルールに対して、「不満である」又は「どちらかといえば不満である」と回答した。その理由として、下記の理由を挙げる者が多かった。 ■ 納品できなかった場合・返品された場合に必要となる費用(通常生ずべき損失)について全額負担させられている(32.7%) ■ 納品できなかった場合・返品された場合に必要となる費用の負担方法・負担割合について協議してもらっていない／十分な説明がない(25.8%) 他方、ヒアリング調査の結果としては、発注者と協議の上で対応できており、納品期限を徒過しても協議次第では納品可能であるから問題ない旨の回答も多い。もっとも、納品期限徒過の原因は納入業者にないにもかかわらず、協議なく一方的に納品を拒絶されたことのある旨の回答も多く、また、納品期限内に納品しても、小売業者が販売期間内に販売できなかったことを理由として返品される事象も存在する。
短いリードタイム	本調査では、短いリードタイムを前提とする本件行為を実際に受けたことがある旨回答した者のうち、83.9%が、短いリードタイムに対して、「不満である」又は「どちらかと

	いえば不満である」と回答した。その理由として、下記の理由を挙げる者が多かった。 ■ 発注数量からして当該短いリードタイムではとても間に合わない(67.8%) ■ 短いリードタイムに応じるために見込み生産をしたのに小売業者からあらかじめ示された発注予定数量と確定発注数量が大きく異なることがある(64.5%) 他方、ヒアリング調査の結果としては、最近では短いリードタイムを一方向的に設定されることはなく、発注者と協議の上でリードタイムを設定できている旨の回答も多く得られた。もっとも、短いリードタイムを設定されると、予測された発注数量と確定発注数量が乖離すること等が少なくなく、結果的に過剰生産となってしまうコストが増加する旨の回答が多数あった。
日付逆転品の納品禁止	本調査では、日付逆転品の納品禁止を前提とする本件行為を実際に受けたことがある旨回答した者のうち、56.4%が、日付逆転品の納品禁止に対して、「不満である」又は「どちらかといえば不満である」と回答した。その理由として、下記の理由を挙げる者が多かった。 ■ 賞味期限には十分に余裕があるにもかかわらず「商慣行だから」というだけで日付逆転品の納品を禁止されている(47.3%) ■ 納品できなかった場合に必要となる費用について全額負担させられている(22.7%) 他方、ヒアリング調査の結果としては、日付逆転品の納品禁止については製造業者としても当然のものと認識しており、特に問題ない旨の回答が多数あった。
日付混合品の納品禁止	本調査では、日付混合品の納品禁止を前提とする本件行為を実際に受けたことがある旨回答した者のうち、81.7%が、日付混合品の納品禁止に対して、「不満である」又は「どちらかといえば不満である」と回答した。その理由として、下記の理由を挙げる者が多かった。 ■ 賞味期限には十分に余裕があるにもかかわらず「商慣行だから」というだけで日付混合品の納品を禁止されている(68.1%) ■ 食品ロスを起こさないように生産調整するために日付が混合してしまうのは仕方がないから(42.4%) 他方、ヒアリング調査の結果としては、日付混合品であっても、発注者と協議して双方納得の上対応できており、協議次第で納品もできているから問題ない旨の回答が全般的に多数であった。
欠品ペナルティ	本調査では、欠品ペナルティを前提とする本件行為を実際に受けたことがある旨回答した者のうち、85.2%が、欠品ペナルティに対して、「不満である」又は「どちらかといえば不満である」と回答した。その理由として、下記の理由を挙げる者が多かった。 ■ 納品期限に関する商慣行を遵守するためには必要以上に在庫を保有することは困難であり、その結果、欠品ロスが起こることは仕方がない(51.9%) ■ 欠品ペナルティを負担すべき条件やその金額の算出方法等について十分に協議してもらっていない(49.5%) ■ 天災等の不可抗力により生産資材が確保できない/商品を輸送できない場合など当社に責任はない場合であるにもかかわらず課されることがある(48.1%) 他方、ヒアリング調査の結果としては、最近では発注者から欠品ペナルティを課されることはなくなった旨の回答が全般的に多数を占めた。

4. 独占禁止法上問題となり得る行為

(1) 総論

ア 概要

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となる⁸。なお、「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められるものをいい、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない⁹。

フードサプライチェーンにおける取引においては、本件商慣行に基づいて取引を行うことが直ちに優越的地位の濫用となるわけではないが、取引上の地位が納入業者に優越している発注者¹⁰が、本件商慣行に基づき本件行為を行うことにより、納入業者に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用に該当し得る。なお、多くの場合、納入業者は発注者との間には、継続的な取引関係にあるといえ、取引上、納入業者は発注者への依存度が高いと思われることから、発注者は取引上の地位が納入業者に優越しているといえる場合が多いと考えられる。

イ 本調査結果の位置づけ

優越的地位の濫用に該当性の判断にあたっては、返品条件について取引の相手方との間で明確になっておらず、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合¹¹や、一方的に取引条件を設定するなどした場合¹²には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えたと評価され得る。本調査では、上記3のとおり、本件商慣行が多くの場合において、書面等により事前に明確化されているものではなく、また、書面上の契約内容となっている場合であったとしても、必ずしも十分な協議を経た上で合意されたものではないことに加え、納入業者は多くの場合、本件行為に起因する損失を取引価格に反映できていないといった調査結果が得られている。これらの調査結果は、取引の相手方との間で取引条件が明確になっていない、取引条件が設定されているとしてもその内容が不明確であらかじめ計算できない不利益を与えている、あるいは取引条件の設定が一方的であるといった評価につながり得るものであり、本件商慣行は、具体的な事実関係は個別の事案ごとに異なり得るものの、類型的に、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えたと評価され得る素地があることが示唆されている。

(2) 各本件商行為について

各本件商慣習について、独占禁止法の適用に関する公取委の考え方及び問題となり得る行為の具体例は、下表のとおりである。

ア 3分の1ルール

公取委の考え方	取引上の地位が納入業者に優越している発注者が、3分の1ルールの商慣行を理由として、 ■ 契約後に、正当な理由なく、商品の全部又は一部の受領を拒む場合であって、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき 又は ■ 返品条件をどのようにするかについて、明確になっておらず、納入業者等にあらか
---------	--

⁸ 独占禁止法2条9項5号ハ、19条

⁹ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方 (https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetsutekichii.pdf、以下「優越ガイドライン」という。)第3

¹⁰ 取引上の地位が優越しているか否かは、納入業者の発注者に対する取引依存度、発注者の市場における地位、納入業者にとっての取引先変更の可能性等を総合考慮して判断される(優越ガイドライン4～5頁)

¹¹ 優越ガイドライン第4の3(2)

¹² 優越ガイドライン第4の3(5)ウ

	じめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、その他正当な理由がないのに、納入業者から受領した商品を返品する場合であって、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないときは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。 なお、下記の場合には、例外的に問題とならない。 ① 納入した商品に契約不適合があるなど納入業者の責めに帰すべき事由があつて受領拒否又は返品をする場合 ② 受領しない場合の条件をあらかじめ正常な商慣習の範囲内で合意している場合 ③ あらかじめ納入業者の同意を得て、かつ、受領拒否又は返品によって通常生ずべき損失を発注者が負担する場合
問題となり得る行為 (具体例)	■ 製造業者と協議することのないままに小売業者と卸売業者で納期を 3 分の 1 ルールに基づいて設定し、これを守るように製造業者に対し一方的に通告すること ■ 天災等の製造業者に責任のない事情により納期に間に合わないことについて製造業者から事前の相談を受けたにもかかわらず、一方的に商品の受領を拒否すること

イ 短いリードタイム

公取委の考え方	取引上の地位が納入業者に優越している発注者が、納入業者に対し、短いリードタイムによる発注を行い、これにより製造コストが通常よりも増加しているにもかかわらず、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合であって、納入業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないときは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。 また、取引上の地位が納入業者に優越している発注者が、発注の見込みを示すことにより納入業者が正式な発注を待たずして商品の製造を開始することが期待されている場合等において、納入業者が原材料等を調達したにもかかわらず、発注業者の一方的な都合により、納入業者が製造等に要した費用を支払うことなく、発注を取り消すときなどで、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる。
問題となり得る行為 (具体例)	■ 生産に 1 週間かかる商品を、前日発注させるため、製造業者に見込み生産をさせているにもかかわらず、実際には、見込み生産量よりも少ない量しか発注せず、その結果生じた廃棄に係る費用等を製造業者に一方的に負担させること ■ 納期までの期間が生産に係る期間よりも短い発注をし、納入業者の生産コスト等が大幅に増加したにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めること

ウ 日付逆転品の納品禁止

公取委の考え方	上記アの 3 分の 1 ルールと同じく、取引上の地位が納入業者に優越している発注者が、日付逆転品の納品禁止の商慣行を理由として、
---------	---

	■ 契約後に、正当な理由なく、商品の全部又は一部の受領を拒む場合であって、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき又は ■ 返品条件をどのようにするかについて、明確になっておらず、納入業者等にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、正当な理由がないのに、納入業者から受領した商品を返品する場合であって、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき は、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。
問題となり得る行為 (具体例)	■ 日付逆転品が発生した原因が、道路事情等の納入業者に責任のない事情による場合であるにもかかわらず、納入業者と協議することもなくその納品を認めず、その返送や廃棄に係る費用を製造業者に一方的に負担させること。

エ 日付混合品の納品禁止

公取委の考え方	上記アの 3 分の 1 ルールと同じく、取引上の地位が納入業者に優越している発注者が、日付混合品の納品禁止の商慣行を理由として、 ■ 契約後に、正当な理由なく、商品の全部又は一部の受領を拒む場合であって、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき又は ■ 返品条件をどのようにするかについて、明確になっておらず、納入業者等にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、正当な理由がないのに、納入業者から受領した商品を返品する場合であって、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき は、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。
問題となり得る行為 (具体例)	■ あらかじめ合意していた発注ロットを守らずに発注(例:発注ロットが 100 個であるにもかかわらず 250 個発注)し、これに一方的に応じさせ、製造日付順の納品管理を困難にさせておきながら、日付混合品の納品を認めず、廃棄に係る費用等を製造業者に負担させること ■ 日付混合品の納品を受け入れる代わりに、その仕分け作業等のために納入業者に過度な負担を強いること

オ 欠品ペナルティ

公取委の考え方	取引上の地位が納入業者に優越している発注者が、納入業者に対し、欠品ペナルティを、その額や算出根拠等について納入業者と十分協議することなく一方的に定め、納品されて販売していれば得られた利益相当額を超える額を負担させる場合などで、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる。 また、商品購入後、正当な理由がないのに、契約で定めた対価を変更することなく、欠品ペナルティ相当額を差し引くことにより対価を実質的に減額する場合であって、納入業
---------	--

	者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないときは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となり得る。
問題となり得る行為 (具体例)	■ 天災等の製造業者に責任のない事情により欠品した製造業者に対し、一方的に予定していた利益相当額や売上額を補償させること

5.今後の対応

公取委は、物流の 2024 年問題や食品ロス削減への対応等が求められる状況の中、本調査の結果から、本件商慣行は見直されている過渡期にあり、フードサプライチェーンにおける取引について、取引の適正化のためには、取引当事者間において取引条件等についてよく協議し、双方納得の上で取引することが重要であるため、違反行為の未然防止及び取引の適正化の観点から、調査結果を公表するとともに、関係省庁と連携し、飲食料品業界に対して本報告書を周知する、としている。また、その方針として、今後とも、フードサプライチェーンにおける取引実態を注視し、独占禁止法上問題となるおそれのある行為等の把握に努めるとともに、違反行為に対して厳正に対処する、としている。

本報告書では、たとえ既存の商慣行に基づく返品等であって、返品の条件等が契約書等の書面に記載されているとしても、取引当事者間において十分な協議がなされていなかったり、あらかじめ計算できない不利益が生じたりする実態があることが指摘されている。また、本調査の中で、本件商慣行に不満を抱いていないと回答した者もいるものの、不満を抱いていない理由として最も多いものは「業界のルールとして商慣行には従うべきだから」という消極的なものであることが言及されている。

以上に鑑みると、本件商慣行はいずれも業界に深く根付いているものであると思われるものの、発注業者は、本件商慣行に従った対応を行うにあたっては、本件商慣行も踏まえてあらかじめ納入業者と十分協議の上、納入業者の納得を得た上で、取引条件について書面化するなど透明性や予見可能性を確保していくことが、優越的地位の濫用等として独占禁止法に違反しないようにするために重要となると考えられる。

以上

II. 2025 年 3 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2025 年 3 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ 独占禁止法における民事訴訟制度の現状と課題
2025 年 5 月(著:[浅沼 泰成](#))「公正取引」5 月号(895 号)
- ◆ 食ベログ事件東京地裁判決から見るアルゴリズム変更と独禁法
2025 年 5 月(著:[浅沼 泰成](#)) 東京大学法科大学院ローレビュー第 19 巻
原文は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 監視受託者として日本の弁護士及びエコノミストが選任された事例(公取委令和 7・1・30 発表)
2025 年 4 月(著:[原 悦子](#)) 有斐閣
- ◆ GCR - Market Review - Cartels 2025 – Japan
2025 年 4 月(著:[江崎 滋恒](#)、[ムシス バシリ](#)、[石田 健](#)) Global Competition Review
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 企業法務のリーガル・リサーチ
2025 年 3 月(著:[鈴木 剛志](#)、[門永 真紀](#)、[綱島 康介](#)、[坂本 佳隆](#)、[福田 淳](#)、[田子 小百合](#)、[吉澤 優](#)、[青木 俊介](#)、[山内 真之](#)) 有斐閣
- ◆ 条解景品表示法
2025 年 3 月(著:[石田 健](#)、[橋本 康](#)、[徳備 隆太](#)、[吉川 智美](#)、[久米 野乃香](#)、[齊藤 三佳](#)) 弘文堂
- ◆ Lexology Panoramic - Dominance 2025 – Japan
2025 年 3 月(著:[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)) Panoramic - Dominance 2025
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。

III. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が6名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2026 Edition)

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)、[小島 諒](#)
[万](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The Legal 500 Asia Pacific 2025

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Chambers Asia-Pacific 2025

[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

鈴木弁護士は、2025年版から、新たにランクインいたしました。

詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 小島 諒万 (ryoma.kojima@amt-law.com)
弁護士 渡邊 俊行 (toshiyuki.watanabe@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。